

第2 麦角混入麦類加工消毒工場指定要領の一部改正関係

麦角混入麦類加工消毒工場指定要領の一部を次のように改正する。

- 1 題名を「麦角菌核混入穀類等加工消毒工場指定要領」に改める。
- 2 第1から第6まで、第8、第9（見出しを含む）、第11、第12、第14（見出しを含む。）、第15（見出しを含む。）及び第16並びに第1号様式及び第2号様式中「行なう」を「行う」に、「行なわせる」を「行わせる」に、「行なわない」を「行わない」に、「行なった」を「行った」に、「および」を「及び」に、「または」を「又は」に、「附して」を「付して」に改める。
- 3 第1中「麦角混入麦類加工消毒工場」を「麦角菌核混入穀類等加工消毒工場」に改める。
- 4 第2中「麦角」を「麦角又は菌核」に、「輸入麦類」を「輸入穀類等」に改め、「製粉工場」の次に、「製油工場」を加える。
- 5 第4中「（支所長を含む。以下同じ。）」を「（植物防疫事務所長及び支所長を含む。以下同じ。）」に改める。
- 6 第14中「麦角混入麦類」を「麦角又は菌核混入穀類等」に改める。
- 7 第15中「植物防疫所」の次に「（植物防疫事務所及び支所を含む。）」を加える。
- 8、別表1を次のように改める。

別表ノ（第3関係）

加工消毒工場の指定基準

施設等		工場	製粉	製油	精麦	飼料	醸造
加工消毒施設	機械の種類	麦角の場合	精選機及び6つ割れ以上に粉碎できる粉碎機（はん碎機を含む。）が備えられていること。		精選機及び100度以上で20分以上若しくは120度以上で10分以上加熱させる装置又は麦粒及び麦角を6つ割れ以上に粉碎（はん碎を含む。）できる粉碎機（はん碎機を含む。）が備えられていること。	麦粒及び麦角を6つ割れ以上に粉碎（はん碎を含む。）できる粉碎機（はん碎機を含む。）又は100度以上で20分以上若しくは120度以上で10分以上加熱させる装置が備えられていること。	麦粒及び麦角を6つ割れ以上に粉碎（はん碎を含む。）できる粉碎機（はん碎機及び割碎機を含む。）又は200度以上で2分以上若しくは120度以上で10分以上加熱させる装置が備えられていること。
		菌核の場合	精選機及び10メッシュ以上に粉碎できる粉碎機（はん碎機を含む。）が備えられていること。	100度以上で20分以上又は120度以上で10分以上加熱させる装置が備えられていること。	精選機及び100度以上で20分以上若しくは120度以上で10分以上加熱させる装置又は穀類等及び菌核を10メッシュ以上に粉碎（はん碎を含む。）できる粉碎機（はん碎機を含む。）が備えられていること。	穀類等及び菌核を10メッシュ以上に粉碎（はん碎を含む。）又は100度以上で20分以上若しくは120度以上で10分以上加熱させる装置が備えられていること。	穀類等及び菌核を10メッシュ以上に粉碎（はん碎を含む。）又は100度以上で20分以上若しくは120度以上で10分以上加熱させる装置が備えられていること。
	加工能力（8時間）	15トン以上	1トン以上	5トン以上	5トン以上	1トン以上	
穀類等保管施設	位置	工場敷地内にあること。					
	収容能力	200トン以上	15トン以上	200トン以上	100トン以上	30トン以上	
	構造	他の貨物から隔離して保管できること。					
きょう雑物等の処理施設	保管施設	他の貨物から隔離して保管できること。					
	消毒施設	粉碎機による粉碎（麦角にあっては、6つ割れ以上、菌核にあっては10メッシュ以上）、焼却煮沸等の消毒ができる装置が備えられていること。					
運搬用具		荷こぼれ等の生じない運搬用具が備えられていること。					
消毒責任者		植物防疫官の指示した事項を確実に履行しうる責任者がいること。					
植物防疫所（植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。）からの距離		きょう雑物等の処理等についての取締りが確実に行える距離にあること。					

9. 第1号様式の記の部分以外の部分中「第1号様式」を「第1号様式（第4関係）」に改め、同様式の表題を次のように改める。

加工消毒工場	$\left(\begin{array}{l} \text{製粉、製油} \\ \text{精麦、飼料} \\ \text{醸造} \end{array} \right)$	指定申請書
--------	---	-------

10. 第1号様式の記の部分以外の部分中「麦類保管施設見取図」を「穀類等保管施設見取図」に改め、同様式の記の部分中「麦類保管施設」を「穀類等保管施設」に改める。

11. 第2号様式の記の部分以外の部分中「第2号様式」を「第2号様式（第8関係）」に改め、同様式の表題を次のように改める。

加工消毒工場	$\left(\begin{array}{l} \text{製粉、製油} \\ \text{精麦、飼料} \\ \text{醸造} \end{array} \right)$	指定通知書
--------	---	-------

12. 第3号様式の表の部分以外の部分中「第3号様式」を「第3号様式（第9関係）」に改める。